２　別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日。以下同じ。）までの延滞金等については、徴収権者の意見を聴き、その全額の免除を受ける。

３　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等については、徴収権者の意見を聴き、その全額の免除を受ける。

４　上記１及び２については更生計画認可決定時に、上記３については完納時に、それぞれ免除を受ける。但し、上記１について徴収権者の同意を更生計画認可決定時以後に得たときは、当該同意を得た日に免除を受ける。

第３　納付方法

別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち、同表「納付額」欄記載の債権について、更生計画認可決定日から６か月を経過する日の属する月の末日までに一括して納付する。

第４　修正申告等による増減額があった場合の措置

別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権につき修正申告、更正その他の事由により税額に異動があったときは、当該異動後の金額が記載されたものとみなして、前記第１乃至第３の定めを適用する。

第３節　一般更生債権

第１　確定債権（省略）

第２　権利の変更

別表７【一般更生債権弁済計画表】記載の債権のうち、元本等更生債権については、第２回弁済が行われたときは当該弁済時に、元本等更生債権の欄記載の金額から第１回弁済額及び第２回弁済額の合計額（中間弁済を実施した場合には当該中間弁済の弁済額も含む。）を控除した残額について、その全額の免除を受ける。但し、第２回弁済を行わないことについて裁判所の許可を得た場合は、管財人が一般更生債権者に対して、第２回弁済を実施しない旨の通知を発送した日に、元本等更生債権の欄記載の金額から第１回弁済額を控除した残額について、その全額の免除を受ける。開始後利息等については、更生計画認可決定日にその全額の免除を受ける。

第３　弁済方法

１　第１回弁済

別表７【一般更生債権弁済計画表】記載の債権のうち、同表「第１回弁済額」欄記載の金額（10万円以下の部分（下記ア）に対する弁済額と10万円を超える部分（下記イ）に対する弁済額の合計額）を、更生計画認可決定日から６か月を経過する日の属する月の末日までに弁済する。

元本等更生債権の額／弁済率

ア　10万円以下の部分／100％

イ　10万円を超える部分／９％

２　第２回弁済

別表７【一般更生債権弁済計画表】記載の債権については、全ての更生債権等の額が確定するとともに、更生会社が保有する全資産の換価・回収が完了し、その時点での現預金から共益債権等を控除した現預金額につき、第２回弁済を実施する。但し、管財人は、更生会社が保有する全資産の換価・回収が未了の段階であっても、資産の換価・回収の状況に応じて、裁判所の許可を得て中間弁済をすることができる。

第２回弁済は、別表７【一般更生債権弁済計画表】記載の債権の元本等更生債権の額から第１回弁済額（中間弁済を実施した場合には当該中間弁済の弁済額を含む。）を控除した額に、下記３で定める第２回弁済の弁済率を掛けた金額を、全ての更生債権等の額が確定した日又は更生会社の全資産の換価・回収が終了した日のいずれか遅い日から６か月を経過する日の属する月の末日までに弁済する。但し、第２回弁済を行わないことについて裁判所の許可を得た場合は、管財人が一般更生債権者に対して、第２回弁済を実施しない旨の通知を発送する。

３　第２回弁済の弁済率

第２回弁済の弁済率は、下記のとおり、更生会社が保有する現預金から、未払の共益債権及び清算手続に必要と見込まれる費用等を控除して算出する。

ａ　更生会社が保有する全資産の換価・回収が完了した時点の現金・預金

ｂ　未払共益債権

ｃ　更生会社の清算手続に必要と見込まれる一切の費用

ｄ　第２回弁済に要する費用

ｅ　第１回弁済（中間弁済を実施した場合には当該中間弁済を含む。）の弁済未了の合計額

ｆ　弁済対象となる元本等更生債権の合計額（元本等更生債権から第１回弁済額（中間弁済を実施した場合には当該中間弁済の弁済額を含む。）を控除した額）

（第２回弁済率の計算式）

（ａ－ｂ－ｃ－ｄ－ｅ）／ｆ

第４節　権利変更及び弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済・納付の場所等

本更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店において行う。

但し、管財人は、更生債権者等が指定する日本国内の預貯金口座に振り込む方法により弁済できる。振込手数料は、更生会社の負担とする。

また、租税等の請求権の納付は、徴収権者の指定する場所・方法において行う。

弁済日が、銀行等の休業日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

第２　更生債権等の放棄、取下げの扱い

更生債権等の一部の放棄又は取下げがなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは残債権額を基準として適用する。

第３　端数処理

更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出にあたり、１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第４　債権譲渡等の取扱い等

１　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始決定日以降、更生担保権・更生債権の譲渡又は移転がなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として適用する。なお、一部譲渡又は移転の場合には、新旧権利者双方がその債権額で各弁済金額をそれぞれ按分取得し、免除額を按分負担する。

なお、本章、第３節、第３、１記載の「10万円以下の部分」（アの部分）とは、一部譲渡又は一部移転の前の合計額のうち10万円以下の部分を称するものであるから、新旧権利者双方に各10万円以下を割り当てることはできない。

２　一部譲渡又は移転の場合の権利の変更及び弁済方法

一部譲渡又は移転の場合の本章、第３節、第３記載の権利についての各権利者に対する按分後の弁済額に生じる１円未満の端数は、権利者が２名の場合は四捨五入によるものとし、権利者が３名以上の場合には、その端数を切り捨て、切り捨てた１円未満の端数が大きい数値を保有する権利者の順に権利の変更前に算出した弁済額に満つるまで１円を割り付ける。

第５　利息及び損害金

本更生計画の定めによる弁済には、利息及び損害金を付さない。

第６　弁済金の支払債務と更生会社保有の債権の相殺

管財人は、更生債権者等に対して弁済期が到来済みの債権を有するときは、当該債権を自働債権、本更生計画に基づき負担する支払債務を受働債権として対当額にて相殺することができる。

第７　弁済充当

更生債権に利息又は損害金を含む場合の充当は、損害金、利息、元本の順とし、別段の定めのない限り、同じ性質の債権は発生の古いものから順次充当する。

第５章　未確定更生債権の措置等（省略）

第６章　担保権等の措置（省略）

第７章　弁済資金の調達方法（省略）

第８章　共益債権の弁済（省略）

第９章　会社の措置

第１節　会社分割及び株式譲渡

第１　会社分割及び株式譲渡の概要

更生会社は、本節第２以下の条件に従い、吸収分割を行い、更生会社の承継対象事業Ａを吸収分割承継会社に承継させる（以下「本件吸収分割」という。）。

また、更生会社は、本節第３以下の条件に従い、新設分割を行い、更生会社の承継対象事業Ｂを新設分割設立会社に承継させ（以下「本件新設分割」という。）、同日付けで、本件新設分割に際し更生会社に交付される新設分割設立会社の株式を地域みらいグループに譲渡する。

ただし、管財人は、本件吸収分割の分割期日及び本件新設分割における新設分割設立会社の設立日までの間、裁判所の許可を得て、本節に定める吸収分割並びに新設分割及び株式譲渡の条件及び内容を変更することができる。